



親愛なる安倍首相閣下

日本は、人々の健康を守るために世界の多くの国がすでに実行している対策を速やかに採用すべきです

私どもは、貴国の政策立案者がレストランとバーの完全禁煙を行わないという **Japan Times** の最近の報道（「2017年11月16日付：自民党の抵抗により、厚生労働省当局は飲食施設の喫煙規制案を撤回した」）に愕然としております。

日本は、OECD加盟35か国の中で、国民を受動喫煙から保護する対策を実行していない唯一の国です。日本の政策立案者は、貴国が人々を受動喫煙から守るという国際的義務を実行する義務があるということをお忘れしたのでしょうか。日本政府は2004年に、健康増進のための国際的取り決め：世界保健機関タバコ規制枠組み条約（FCTC）を批准しました。この条約は、締約国に2009年までに、公衆の立ち入る施設を完全に禁煙とすることを義務付けていました。FCTC批准から13年経過したにもかかわらず、貴国の政策立案者は、日本人々の健康よりも、タバコ企業（JT）の商業的利益を守ろうとしています。

厚生労働省が、受動喫煙防止対策を後退させてしまったことにより、国際社会が貴国の喫煙対策に対する姿勢を不甲斐ないと認識する状況に立ち至ったことは誠に残念というほかありません。

JTは利益の56%が120か国にわたる海外ビジネスで得られたと誇らしげに語っていますが、これらの国々の多くは、法律によって飲食店を完全禁煙としております。JTインターナショナルの海外重要拠点である台湾、ロシア、スペイン、イギリスなどの国と地域の公衆の利用する施設はすべて法律で完全禁煙とされております。最近JTインターナショナルがエチオピアとフィリピンのタバコ企業を傘下に入れましたが、それらの国でも、飲食施設は法律によって完全禁煙とされています。

2020年の東京オリンピックには、競技施設とオリンピック村の完全禁煙、そして完全禁煙のレストランでの食事と受動喫煙のない観光を期待して世界中から多くの人々が集まるでしょう。

1986年以降、オリンピック競技は、完全禁煙のもとで開催されてまいりました。日本には、オリンピックは完全禁煙というグローバルスタンダードおよびIOCの提示する遵守事項を誠実に実行する義務が課されています。今まさに、貴国がこれらの義務を果たし、日本を含む世界の人々を受動喫煙から守る対策を実行すべき時です。

私どもは、日本政府に対して、飲食施設の完全禁煙を実行し、FCTCによる条約上の義務を速やかに果たされることを要請いたします。

敬具

SEATICA 事務局長 BUNGON RITTHIPAKDEE

（SEATICA:他分野非政府組織の連合体。FCTCに基づくASEAN諸国のタバコ規制政策の効果的な実行を援助を任務としている）

SCAN 事務総長 DOMILYN VILLARREIZ 博士

（SCAN: Smoke-free Cities Asia Pacific Network）

日本禁煙学会理事 松崎道幸邦訳